

第 26 回統計委員会 議事録

1 日 時 平成 21 年 9 月 14 日 (月) 15 : 00 ~ 16 : 10

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 1 特別会議室

3 出 席 者

【委員】

竹内委員長、阿藤委員、井伊委員、大守委員、出口委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報安全・調査課長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、北田内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官

池川総務省政策統括官(統計基準担当)、會田総務省統計企画管理官

4 議事次第

- (1) 諮問第 18 号の答申「国勢調査の変更について」
- (2) 諮問第 20 号の答申「農業経営統計調査の変更について」
- (3) その他

5 議事録

竹内委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「第 26 回統計委員会」を開催いたします。

本日は、大沢委員、佐々木委員、野村委員、吉川委員が所用のため御欠席です。井伊委員はもうじき見えると思いますが、時間なので始めさせていただきます。

それでは議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に御紹介してください。

乾統計委員会担当室長 では、お手元の資料を紹介させていただきます。

資料1として、「諮問第18号の答申『国勢調査の変更について』（案）」。

資料2「諮問第20号の答申『農業経営統計調査の変更について』（案）」。

資料3「経済センサス-活動調査第1次試験調査結果及び第2次試験調査計画の概要について」とございます。

参考資料として、参考1「『国勢調査の変更について』の答申に関する統計委員会委員長談話」がございまして、参考2、参考3の資料がございます。どうぞ御確認ください。

竹内委員長 それでは、議事に入ります。

まず「諮問第18号の答申『国勢調査の変更について』（案）」、阿藤部会長からお願いいたします。

阿藤委員 それでは、資料1に従って、御説明したいと思います。

最初に部会の開催状況でございますが、平成22年に実施されます国勢調査の計画については、平成21年6月8日開催の統計委員会において諮問されました。そして人口・社会統計部に審議が付託されました。

それ以降、4回にわたり、これまで審議を行いまして、このたび答申案を取りまとめるに至りましたので、御報告いたします。

答申案の説明に入ります。答申案は、1として「承認の適否」、2としてその「理由等」、3として「今後の課題」という3つの構成ででき上がっております。

まず、「承認の適否」でございますが、今回の調査変更については、統計法第10条各号に掲げられた要件に適合しているということで承認して差し支えないといたしました。ただし、「2理由等」で指摘した事項については、当初計画を修正する必要があるとしております。

それでは、「2理由等」をごらんください。

最初に、調査事項の変更でございます。今回、「従業上の地位」における「雇われている人」の区分を「常雇」及び「臨時雇」の2区分から「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」の3区分に変更する計画であります。

これは雇用形態の実態の一層的確な把握に資するものですので、適当と判断いたしました。

2番目に「5年前の住居の所在地」におきましては、従来把握の対象としていなかった5歳未満の子供について、その移動情報を得るために、出生時にふだん住んでいた住所の所在地を把握する計画であります。

これは、地域別の将来人口のよりの確な推計につながるものですので、適当と判断いたしました。

ただし、この時期には市町村合併が多くありましたので、市町村名の記入に混乱がないように、調査時点（平成22年10月1日時点）の名称を記入するものであることを調査票に明記する必要がありますという修正意見がありましたので、それを記載しています。

「家計の収入の種類」の削除につきましては、世帯の記入に対する忌避感が大きい事項である等々の理由から、適当と判断いたしました。

「就業時間」の削除についてです。国勢調査で把握されます「就業時間」については、雇用形態を把握するために従前の「従業上の地位」の「雇われている人」の区分と組み合わせて集計していたものであります。雇用形態の把握方法が、今回変更となりますことに伴って、国勢調査では、「就業時間」の把握の必要性が、他の調査事項と比較いたしまして低下することなどの理由から、削除はやむを得ないと判断いたしました。

「住宅の床面積」の回答方式の選択肢方式ですが、これまで実面積で書いておりましたが、選択肢方式への変更につきましては、記入の簡素化を図るものですので、適当と判断いたしました。

続きまして、調査方法の変更について、御説明いたします。

個人情報保護意識の高まりや昼間に不在とする世帯等の増加といった、国勢調査を取り巻く環境が大変変化しているということに伴いまして、今回、封入提出方式の全面導入、郵送提出方式の導入、それからモデル地区におけるインターネット回答方式の導入を計画しています。

まず、封入提出方式の全面導入につきましては、調査票の記入内容を調査員に見られたいと考える世帯の抵抗感を和らげることによって、調査票の円滑な提出を可能とする措置であるという判断です。

それから、郵送提出方式の導入、インターネット回答方式の導入については、昼間に不在とする世帯の方でも調査票を円滑に提出できるようにする措置であります。

調査方法の変更によって、調査精度の低下が懸念される点については、調査精度を維持するために、調査票の記入の仕方を工夫する。それとともに、調査員の活用による調査票の提出の促進を行うこととしています。

これらの措置に加えて、調査票が提出されていない世帯に対しては、調査員が直接調査票を回収するとともに、回答が得られなかった世帯については、住民基本台帳等を活用することや、統計法第15条に基づきまして、関係者に質問等を行うということによって、補完を行うこととしております。

このような調査精度を維持するための措置が講じられていることも踏まえて、全体として調査方法等の変更は、適当と判断いたしました。

それから、コールセンターの設置でございますが、こういった変更に伴って、市町村の負担が大変大きくなることが予想されますので、コールセンターの設置で市町村の負担軽減を図るという理由などから適当と判断いたしました。

続きまして、集計事項の変更でございます。集計事項の拡充については、おおむね適当といたしましたが、外国人の実態を把握する統計、それから母子または父子世帯の実態を把握する統計について、更に充実させる必要があるとの修正意見がありましたので、それを記載しています。

それから、「人口速報集計」及び「産業等基本集計（第2次基本集計）」の公表時期が延びることについては、調査方法の変更に伴って、調査票の回収に係る期間が長期化するということ等々の理由から、やむを得ないと判断いたしました。

「職業等基本集計（第3次基本集計）」等の公表時期の早期化については、勿論問題ない、適当だと判断いたしました。

「人口速報集計」における集計の対象を総人口及び総世帯数に限定する。言いかえれば従来行っていた「男女別人口」を集計しないということにつきましては、調査方法の変更等々の事情によりよるものであることから、やむを得ないと判断いたしました。

以上が、今回の国勢調査の変更についての、適否の判断とその理由であります。

最後に3ページに「3 今後の課題」が若干書いてございます。

今回は、平成22年に実施されます国勢調査についての審議を行ったわけですが、その次の平成27年に実施する調査の企画に当たっては、平成22年調査の実施状況、また社会経済情勢の変化やニーズを踏まえて、調査事項、調査方法等について、更に改善を検討する必要があるという課題を指摘しています。

それに加えて、国勢調査の調査票というのは、小さい紙面に調査事項を詰め込んでいるということで、紙面のスペースが非常に限られています。調査事項の検討や見やすさや記入しやすさといった改善を検討する際に、今後の世帯構成の推移を踏まえて、現在は4名連記式となっている調査票の様式を、3名連記式に変更することが可能かどうか検討する必要があるという点も、指摘しております。

答申案の説明は、以上でございます。

竹内委員長 どうも、ありがとうございました。

それでは、何か御質問とか御意見はございますでしょうか。

門間委員 答申案の最後の「今後の課題」のところで、27年の国勢調査については「更に改善を検討する必要がある」と書かれていますけれども、これはどんな統計でも次回は必ず更に改善を図るという一般論として書かれているのか、あるいは22年の国勢調査については、実はかなり不十分な部分があるという御認識があるからなのか、そこはいかがでしょうか。

阿藤委員 後者の意味ではなくて、国勢調査に関しては、前回、前々回あたりからプライバシー意識の高まり等がいろんな意味で国民的な関心が増しているということもあって、今回、特に調査方法については、かなり大幅な手直しをしたわけです。具体的にはプライバシー意識の配慮等々を含めて、複数の提出方法を導入するとか、全面封入にするとか、そういう工夫をいたしました。

これらについて試験調査などでテストはしておりますけれども、実際に全数で調査したときにどのようになるかということは勿論結果次第ですから、そういう問題があるということで、今回の改善でそれは十分であったのかどうかということを十分検討して、更に次々回の検討につなげていくと、そういう意味です。

門間委員 わかりました。

竹内委員長 何かほかに御質問、御意見ございますか。

廣松さん、何かありますか。

廣松委員 私も人口・社会統計部会の一員として審議に参加をいたしました。今、部会長

の方から御説明をいただいたとおりで、特に付け加えることはないと思います。

ただ、今、御質問がありました。今回の22年調査に関しては、平成17年の調査が行われた後、有識者会議が開催され、そこで調査方法等についても議論がなされました。今回の計画は、それを反映させた形になっています。その有識者会議の報告書は、メディアによって既に公表されており、大変注目を浴びたものですから、それを大幅に変えるというのは、大変難しい状況だと思います。

ただ、今後の課題の前段は今、部会長の御説明のとおりですが、後段のところもそれと関係がありまして、実はA3版にすると普通の封筒では収まらないものですから、郵送にするために調査票がA4版に縮小されてしまったのです。そうすると、やはり見た目いかにも詰まっているという印象がぬぐえない。

ただ、今回は郵送という点を重視して、従来どおり4名連記ということで実施する計画ですが、実際に調査を行ってみてどういう影響があらわれるかということは、やはり今の段階から十分注意をして、注目をしておく必要があるだろうと考えています。

それと、もう一つは大きな点として、従来の大規模調査では調査事項が22項目だったわけですが、今回は20項目に削減されております。その影響に関しても、やはり十分検討する必要がありますと考えます。

以上です。

竹内委員長 さっき門間さんのおっしゃったことで、確かに前半の文章はある意味では当たり前のことだから、書いておかなくてもいいじゃないかという考え方もあるかもしれませんが、実は国勢調査というものは、世界的に曲がり角に来ていて、いろんな国で、もはや実地調査をやめてしまって、人口レジスターに置き換えているということもあります。

調査するにしても、今までのセンサスと全く違った考え方もあるので、日本でも調査環境の悪化という問題も出てきて、非常に困難が増えているものですから、今までのやり方をそのまま踏襲したのでは、とても続かないだろうという見方もあります。

いろいろと検討されて来まして、その検討の結果も踏まえて、今回いろんなところを変えていただいたわけですが、やはりこれで終わらないだろう。状況の方もだんだん変わるし、いろんなことが起こってくる可能性があるんで、引き続き検討していく必要があるということ、特にここで言う必要があるだろうという意味で、ここはつけてくださったのだろうと思います。

何かほかに御意見、御質問ありますか。

もしなければ、資料1によって、国勢調査の変更についての本委員会の答申は、資料1の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 それでは、資料1によって総務大臣に対して答申いたします。

阿藤部会長を始め、人口・社会統計部会の委員会におかれましては、どうもありがとうございました。

実は、今も申し上げましたけれども、前回の国勢調査では調査の課題が多く出てきたりして、いろんな議論が起こったことでありますけれども、今回の見直しについて、そこで改めて国民一般の方々に理解を高めていただく必要があるということでもあります。

そういう観点から、参考資料1を委員長談話という形で委員会終了後に公表したいと思しますので、御了解いただきたいと思えます。委員長談話をお読みいただいて、特に問題だというようなことがありましたら、委員会終了までの間に何か言ってくださって結構です。一応、今はこれで御了解をいただきたいと思えます。

では、次の議題に移ります。「諮問第20号の答申『農業経営統計調査の変更について』(案)」、舟岡部会長から御説明をお願いします。

舟岡委員 それでは、報告いたします。

農業経営統計調査の改正については、平成21年7月13日開催の統計委員会において諮問され、産業統計部会に審議が付託されました。

資料2の参考資料1に、諮問の概要を添付してあります。

本件に関しましては、これまでに3回の部会を開催して、審議を行い、このたび答申案を取りまとめるに至りましたので、御報告いたします。

それでは、資料2の答申案をごらんください。併せて、答申案について議論を行った第20回産業統計部会での審議の状況について、資料2の参考資料2の「産業統計部会結果概要」をごらんください。

答申案は、「1 承認の適否」、「2 理由等」、「3 今後の課題」の構成となっていて、1で今回の計画に対する適否を、2でその判断理由及び計画を修正する必要がある事項等を記載し、3で今後に予定されている農林統計の見直しに向けての課題を指摘しています。

「1 適否」は計画を承認して差支えないとしました。

ただし、「2 理由等」で示した事項については、計画を修正することが必要としました。

これまで農業経営統計調査では、営農類型区分を「水田作」、「畑作」、「野菜作」、「果樹作」、「花き作」、「酪農」、「肉用牛」、「養豚」、「採卵養鶏」、「ブロイラー養鶏」の10種類に区分して調査してきました。今回の計画案ではそれらの営農類型のうち個別経営統計に係る調査では、「花き作」、「採卵養鶏」、「ブロイラー養鶏」については、標本数を縮減して「その他」に集約し、集計・表章は行わないこととし、組織法人経営統計に係る調査では、「水田作」、「畑作」以外の営農類型の調査を中止することとしております。

総人件費改革に伴い、農林水産省の統計担当職員が大幅に人員削減されていることへの対応策として、これまでに郵送回収方式を導入して調査の効率化を図りましたが、農林分野の調査の実務においては、専門的知識が必要とされることから、かえって余分な労力を要するなど、十分な効果を上げていないという実情があります。今回の計画は、こうした経験を踏まえ、今後の人員体制ではこれまでのような調査内容及び調査精度を維持することが困難であるとの観点から申請されております。

本調査を取り巻く環境・状況は厳しく、その結果、調査を簡素化せざるを得ないことについ

ては十分理解できるところであり、標本数の縮減については、やむを得ない措置であると認められます。

しかしながら、本委員会においても意見がありました、「『公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である』とする統計法が掲げる目的の趣旨に則り」、利用者の視点に立って当初計画を修正する必要があるとの見解が、部会の委員、専門委員の全員から提示されました。

これを実施者である農林水産省は重く受け止めて、個別経営統計については、当初、集計を行わないこととしていました「花き作」、「採卵養鶏」、「ブロイラー養鶏」の3つの営農類型について、標本数を縮減した後も現行と同様の営農類型ごとに集計し、結果表章を継続する。

組織法人経営統計については、今回調査を中止することとしている営農類型について、標本数を縮減することはやむを得ないとしても、現行と同様に調査対象とし、10種類の営農類型についての調査を継続する。

以上の2点の修正を行う方向で結論が得られました。

その結果、個別経営体と組織法人経営体の経営状況について、同一の営農類型ごとに比較することが可能となるなど、今後の農業経営組織の変化の効果を把握するための基礎となる情報が確保されることとなります。

3の「今後の課題」として3点を記述しています。

1点目は、本調査について、現行の調査内容では限られた人員のもとで、これまでのように対応できない状況になると考えられるため、今回の審議結果を踏まえ、公共財としての位置付け、調査精度の維持、データの有用性の確保に十分配慮するなど、本調査が基幹統計であることの十分な認識に立って、調査内容の見直しについて検討することを求めています。

2点目は、調査の効率化を目指して導入した郵送回答方式において生じた問題への対処と、経営体の使用する会計ソフトの情報を効果的に調査票情報として利活用することを推進するための更なる方策を検討するほか、オンライン調査の導入による効率化の可能性についても検討することを求めています。

3点目は、調査客体に対して、集計結果や分析結果を迅速にフィードバックする等、調査への協力を促進する有効な方策について検討することを求めています。

以上が今後の課題であります。最後に、基幹統計としての役割を今後も果たすべく、限られた人員のもとにあっても調査精度の確保を図り、統計の質を維持することに努める必要があると指摘しております。

答申案についての御説明は、以上であります。

次に今回の部会審議を通じて、部会長として今後の統計整備に当たって重要と思われる点について、追加説明させていただきます。

資料2の参考資料3をごらんください。1枚でありますので、「農業経営統計調査の改正計画の審議の際に出された意見について」を読み上げます。

『今回の農業経営統計調査の改正計画は、総人件費改革に伴い農林水産統計職員が半減され、

また、これに対応するため、郵送回収等の活用の促進が図られたが、調査の専門性の高さなどから十分な効果を上げておらず、このような体制では、調査の簡素化を行わざるを得ないことが背景でした。

今回の農業経営統計調査のケースは、調査の実施体制が縮小し、それに見合うように農林水産統計を再構築せざるを得ない中であっても、国民が必要とする統計は作成しなければならないという、厳しい命題を農林水産省に提示したともいえます。農林水産省が新統計法の基本理念を理解し、マンパワーが限られている非常に厳しい状況にある中で、可能な限り審議結果に沿った方向で対応するとしたことは、高く評価されるところです。

一方で、農林水産統計の現状の厳しさに対する大きな懸念や危機感を巡って議論することが必要であるとの意見が出されました。組織の弱体化などの厳しい状況については、政府の統計機構に共通の課題であり、統計担当職員の大幅な削減に直面したのが農林水産統計であって、今後様々な問題を惹き起こしかねません。広く、調査実施部局等におかれては…、』

実は、ここは「調査実施部局等におかれては」と書かずに、「各府省におかれては」と書いたかったのですが、「等」というところで、単に調査実施部局ではなく原課まで含めて、各省が省を挙げてというニュアンスを込めてありますので、補足しておきます。

『…おかれては、国民に必要な統計を適切に作成していくために、調査の実施方法等について常に工夫を行いつつ、必要な統計資源の確保に向けて努力していただくようお願いいたします。

この数年間に、農林水産統計組織は大幅な人員縮小を余儀なくされ、農林水産政策に必要な考えられる統計ですら十分に作成できない状況になっていて、ましてや公共財としての統計の維持は危機的な状況にあります。また、農林水産統計調査は、他の統計調査に比べ、高い専門性が要求される調査でもあり、アウトソーシングも容易ではありません。農林水産統計の品質と精度維持を確保するため、これ以上の調査内容の削減や人員等統計資源の縮小に歯止めがかけられるべきと考えます。特に今回の農業経営統計や作物統計などの基幹統計については、今後も引き続き、求められる役割を果たしていくために、しっかりした対応が必要であると考えます。』

報告は以上であります。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

それではただいまの御報告に対して、御意見、御質問はございませんでしょうか。

門間委員 この中で、最初の方の、「花き作」、「採卵養鶏」、「ブロイラー養鶏」といった類型についても表章すべきであるという御指摘がありましたけれども、サンプル数を減らしても、統計的に意味がある分類としての表章ができるのかどうかということ、御質問したいのが1点です。

それからもう1点は、最後の御意見のところ、これは非常に重要な問題だと思っておりますが、国民が必要とする統計という概念が、舟岡部会長がおっしゃっておられる必要度と国民全般が感じる必要度というのは、どのくらい一致しているのかということについて、根本的な疑問が

あり得ると思います。

というのは、どちらが正しいということではなく、国民というレベルで共有できる価値観というのが必ずしも明確ではないわけです。先ほどの「花き」とか「養鶏」を分けるというところが、これがないと国民の必要性にとって重大な危害が加わるというぐらいに必要な情報なのかどうかということについては、必ずしも国民全般に理解が浸透していないと思うのです。

そういうある種の啓蒙活動といいますか、国民に対して、いかにこの状態が危機的な状況であるかという啓蒙活動をしていかないと、こういう資源を活用するという問題については、なかなか理解がされにくいのではないかという感じがしますけれども、そのあたりをどのようにお考えなのか、御意見があればお聞かせ願いたいと思います。

竹内委員長 ほかには何か御質問ございますか。御質問がなければ、舟岡部会長、今のご質問にお答えください。

舟岡委員 調査精度についてであります。限られた標本数のもとで精度が表章するに十分足りるものであるかどうかという御指摘はごもっともであります。幸い農業経営統計調査は対象を5年間固定しておりますので、その意味では標本数が単純な数よりも2倍の精度が保持され、また、パネル化されることによって、更に違った形の結果表章も可能です。

2点目のご指摘についてですが、個別経営統計の「花き作」、「採卵養鶏」、「ブロイラー養鶏」等について結果表章する、あるいは組織法人経営統計において「水田作」、「畑作」以外の営農類型についても結果表章することが、本当に広く国民が求めていることであるのかどうか。同様に農林水産統計全般について、どこまでニーズが健在化しているのかどうか。それにつきましては、例えば農林水産省では、数年前から農業の効率的な経営のために農業経営の組織化を促進してきています。その促進した結果が統計資料として明らかになるのがこの農業経営統計調査であって、当然、営農類型ごとに経営の特性が違いますから、いくつかの類型を合わせたもので比較することは適当でなくて、類型ごとにそれぞれ、個別経営体の場合と組織法人経営体の場合でどれだけパフォーマンス等が違うのかを比較する必要があります。それを明らかにすることは、これから組織化することを考えている農家等、あるいは、今後法人組織として農業に参入しようと考えている株式会社等に貴重な情報を与えることであって、そういったデータがありませんと全くの勘で農業経営の組織変更なり参入を図らなければいけないということで、これは多少問題だろうと思います。

啓蒙についてどうするかはなかなか難しく、これについては部会でも私から農林水産省に注文したところでありますが、今後の課題の3点目の『集計結果や分析結果を迅速にフィードバックする』に意図を示しています。この分析結果という点が非常に重要でして、農林水産省も統計データを適切に有効に分析する能力を高める必要があります。そのような分析を通して、広く多くの人に利用してもらえるような結果を分かりやすく作り上げて、そしてそれを広報することが必要と考えます。

その第1段階として、調査に協力してくださった経営体に対して、何らかの還元を図ることからとりあえず実行していただきたい。そういう趣旨で課題の3番目が書かれております。

こうした実績が上がった後、更に啓蒙活動をどういう形で活発化するか。これは実施者である農林水産省でよく考えていただきたいところかと思えます。

竹内委員長 門間さんの御質問に私からもお答えしたいことがあります。

まずサンプルサイズの問題ですけれど、この程度のサンプルだと、いわゆる普通の無作為標本抽出の理論に基づいて誤差を推定すると、かなり信頼区間の幅が広がって、余り意味がないのではないかと思われるかもしれませんが、この場合には、全体を推計するというだけでなく、ある種の傾向とか構造を見ればよいということがあるとすると、比較的固定した標本ですと見ていくことが、かえって合理的である場合もあるので、余りランダムサンプルにこだわらなくても、それぞれの標本がある程度信頼できる標本になっていればサンプルサイズがそれほど大きくなくても、かなり意味のある情報は得られるだろうと思えます。

それからもう一つの点ですが、私はこういう調査一つ一つについて国民の理解を求めることは非常に難しいと思うのですが、一方で、これは農業政策をやる場合に、それが正しいデータに基づいて十分適切に行われないと、結局、政策上無駄が起こったり、あるいは個々の農家への政策の影響に不公平が起こったりということがあるので、これは十分個別的な細かいデータが必要になると思うのです。

これはある意味で農業政策のあり方にもよるわけです。やはり日本の農業政策は、今後の自給率を高めるとか、環境保全ということもありますし、個別的の農家ごとの所得保証という話もあって、そういった政策をやるのであれば、個別に正確なデータがないと全体としての政策の効率が悪くなったり、あるいは不公平というようないろいろな問題が起こる可能性があるのです。その点からも正確な情報が国民にとっても利益になるのだということを理解してもらった方がいいと思うので、「あなたはこのデータを何に使いますか」と言われて、「私は使う気はありません」と言われたからといって、それで国民に関心がないということにはならないだろうと、私は思っています。

ついでに補足させていただければ、さっき舟岡部会長が言われた「等」の内容ですが、御説明いただいたのですが、私もそこは大いに強調したいところです。結局、統計部局の方が幾ら努力していただいても、あるいは、統計委員会の各部会でいろいろな注文をしたり、意見を出したりしても、資源・リソースが非常に限定されてしまったら、やはりどうしようもないということになるわけです。

そこはやはりほかの部局、特に政策を実行される部局に、政策が正確に実行されるためにはどうしても統計が必要なのだということをよく御理解いただいて、全体としてなるべく各府省、あるいは財務当局にも御理解いただき、資源・リソースの確保について、特に御理解いただきたいということを、私としても是非申し上げたいところなので、先ほど舟岡部会長が解説された「等」のところは、そういう意味だということは、統計委員会としてもはっきり了解しておいた方がいいのではないかと思います。

それで、何か御意見ございますか。御意見がなければ、農業経営統計調査の変更についての本委員会の答申は、資料2の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

竹内委員長 それでは、資料2によって総務大臣に対して答申いたします。

舟岡部会長を始め、産業統計部会に所属されました委員の方々におかれましては、どうも御苦労さまでございました。

それでは、その他の議題といたしまして、前回の統計委員会におきまして「経済センサス活動調査第1次試験調査結果及び第2次試験調査の計画について」、次回に報告すると総務省政策統括官からお話があったと思いますので、そのことをお願いします。

総務省池川政策統括官 池川でございます。ただいま、委員長からお話ございましたように、前回の委員会で、本日の委員会において御報告をさせていただくということを申し上げました。その後、事務を担当いたします総務省及び経済産業省と調整させていただきました。

1次試験調査の結果、また2次試験調査の計画がまとまりましたので、本日御報告をさせていただくという次第でございます。両省から御報告をさせていただきます。

よろしくをお願いします。

総務省統計局経済基本構造統計課長 それでは「経済センサス - 活動調査」につきまして、準備状況等の御報告をさせていただきます。

資料3 - 1でございますが、こちらは「経済センサス - 活動調査」の実施スケジュールでございます。

活動調査の第1次試験調査につきましては、昨年1月16日現在で、全国の3,100企業、1万9,000事業所を対象といたしまして、郵送による配布・回収方式の実施をいたしました。

調査事項の設計及び調査票様式の適否を中心に検証いたしております。結果の概要については、後ほど御説明させていただきたいと思っております。

また、第2次試験調査でございますが、本調査の実施時期がSNA確報推計の精度を確保するというところで、当初の平成21年7月から22年2月に変更になりましたので、第2次試験調査の実施時期につきましても、当初予定をしておりました平成21年12月から、活動調査と同じ2月に変更して実施をすることとしております。

また、第2次試験調査の実実施計画でございますが、これも後ほど概要については御説明させていただきますけれども、第1次試験調査結果の分析結果を踏まえまして、具体的な調査事項の検討、調査票の設計の大幅な見直しを行いまして、関係府省との相談も重ねつつ、策定いたしてきております。

第2次試験調査におきましては、調査事項及び調査票、それから調査方法、調査事務について、より具体的な検討を行うこととしておりまして、単独事業所については調査員調査、それから、複数事業所については直轄調査により実施をするということにしております。

先般、政策統括官室によります実施の承認審査が終了いたしまして、現在急ぎ、用品の作成など、実施に向けた準備を進めているところでございます。

今後の本調査に向けた検討ということでございますが、来年の8月頃までに活動調査の実施計画を策定いたしまして、9月には統計委員会に諮問したいと考えておりますが、第2次試験

調査におきまして、今回、調査票事項の改廃、調査票設計の大幅な見直しを行っておりますので、この第2次試験調査の計画をもって、本調査を実施するというのではなく、本調査の実施計画の策定に向けまして、1次、2次の試験調査や今後の企業に対するヒアリング結果、それから本年7月に実施しました基礎調査の実施状況を踏まえながら、更に本調査に向けて検討を進めていきたいと考えております。

本日の第2次試験調査の実施計画に対する御意見につきましても、既に日程の関係から、第2次試験調査への反映は困難と考えておりますけれども、本調査の実施計画の策定に向けました御意見として承りまして、今後、更に検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料3-2「経済センサス-活動調査第1次試験調査結果の概要」及び資料3-3「経済センサス-活動調査第2次試験調査の概要」等について、御説明をさせていただきます。

総務省統計局平成23年経済センサス準備室長 資料3-2「経済センサス-活動調査第1次試験調査結果の概要」につきまして、御説明いたします。

表紙右側の囲みの中に「第1次試験調査の概要」を載せてございますけれども、回収率、記入率を見る際の留意点のみ、御説明いたします。

調査票の回収期間は約70日間で、はがきと電話で合計5回の督促を行っております。

調査は民間事業者に委託をして行いましたけれども、業者名は出さないで、総務省・経済産業省の名前で行いましたので、回収率、記入率に民間委託の影響は出ない形になっております。

また、企業へのアンケートを併せて実施をしております。

それでは、ページをめくっていただきまして、1ページ目をご覧ください。

1ページ目は産業別調査票の回収率の結果でございます。14産業中、11産業が50%未満の回収率になっております。

回収率が低い要因といたしまして3点書いてございます。申告義務のない試験調査であったこと、試験調査のため広報、関係団体等への協力依頼は行っていないこと、原則郵送回収であったということ、が回収率の低い要因として考えられます。

しかしながら、同じ条件下で実施いたしました基礎調査の試験調査の回収率は、70%台になっております。これと比べてかなり低い結果になっております。

右下の企業アンケートの結果を勘案いたしますと、売上高あるいは営業費用等の経理事項を把握する調査であるということ、また、調査の実施時期が1月の中旬であったということが影響しているものと考えております。

なお、企業内の事業所数、調査票の種類数による回収率の差は見られませんでした。

続きまして、2ページでございますが、2ページ以降は、調査票の記入状況の結果になっております。ここで言う記入率につきましては、表の下の脚注にございますように、事業所・企業から調査票を回収した段階の記入率になっております。

調査票表面の産業共通事項につきましては、複数事業所企業で8割以上の高い記入率が得ら

れておりますけれども、単独事業所では、営業費用等の内訳項目を中心に低い結果になっております。

右側のアンケートの結果にありますように、営業費用等の回答に当たって、帳簿等の数字を再計算する必要がある場合が多いということが、影響しているものと考えております。

3ページでございます。事業別の売上高の記入率でございます。全体的に低い記入率となっております。特にサービス関連産業の記入率が低い結果となっております。

売上高につきましても、帳簿等からの再計算が必要な場合が多いということに加えて、調査票上の業種区分が分かりにくいといったことが、影響しているものと考えております。

続きまして4ページでございます。4ページは従業者数の換算項目の記入率でございます。卸売業、小売業、飲食サービス業の記入率が高い一方で、医療、福祉におきます単独事業所の記入率が低い結果となっております。

ただし、下のアンケートの結果を見ますと、全体の約6割が従業者数の記入で難しかった項目はなかったという回答をしております。また、時間換算の人数につきましても、難しかったとの回答は1割強という結果となっておりますので、全体として見れば、大きな問題はないものと考えているところでございます。

続きまして、5ページでございます。サービスの提供先の割合の記入率となっております。これも全体的に低い記入率となっております。これは第1次試験調査では、取引相手先につきましては、産業大分類別の17区分というかなり細かい区分で調査をいたしましたけれども、下の企業アンケートの結果にありますように、取引相手先の産業区分が分からないということも含めまして、記入が難しかったものと考えております。

続きまして、6ページでございますが、投入構造関係項目の記入率でございます。産業共通の事項につきましては、複数事業所企業で高い記入率が得られておりますけれども、単独事業者の記入率が低い結果となっております。また、産業別の投入構造関係項目を幾つか調べておりますけれども、単独、複数事業所企業、いずれも低い記入率になっているところでございます。

最後の7ページでございますが、これはその他の産業特性事項の記入率でございます。この中ではリースの年間契約件数、投資資産の取得額の記入率がちょっと低くなっておりますけれども、その他の産業特性事項につきましては、おおむね高い記入率が得られたのではないかと思います。

非常に簡単でございますが、第1次試験調査の結果の概要については、以上でございます。

次に資料3-3によりまして、「第2次試験調査の概要」について御説明いたします。「調査の概要」の部分をご覧くださいませでしょうか。

調査は調査員・市区を通じました調査員調査、都道府県・国が直接調査を行う直轄調査の2系統で実施いたします。

調査員調査は約7,100の単独事業所、直轄調査につきましては、約1,000企業、ぶら下がりの事業所で約6,700の事業所を対象に実施いたします。

調査員調査におきましては、1調査員が約70事業所を担当、直轄調査におきましては、民間事業者に事務を委託して実施いたします。

裏面をご覧くださいませでしょうか。調査の方法でございますけれども、調査員調査におきましては、一般の市区と積雪地域の調査方法を検討する市区の二つに分けて調査を行います。

経済センサス - 活動調査の実施時期が、24年2月という積雪期に変更されましたことに伴いまして、第2次試験調査において積雪地域における調査方法を実地に検討することにしております。

積雪地域におきましては、一般の市区に比べまして調査員の活動時期を1か月前倒しいたしまして、調査票の回収は、郵送又はオンラインで行います。地域によりましては、12月から雪が降ったり、あるいは路面の凍結で調査員が調査票を配布できないというところも想定されますので、調査員が調査票を配布する方法と市区が郵送で調査票を配布するという、2方法で検討することにしてあります。

また、直轄調査におきましては、郵送で調査票を配布して、郵送又はオンラインで調査票を回収することにしてあります。

今後の予定等につきましては、先ほどのスケジュールのところでも申し上げましたので、割愛させていただきたいと思っております。

非常に簡単でございますが、第2次試験調査の概要につきましては、以上でございます。

総務省統計局平成23年経済センサス準備室統括統計官 続きまして、資料3-4の説明をよろしいですか。第2次試験調査の調査事項及び調査票につきまして、御説明申し上げます。

1ページ左上の枠でございますように、第2次試験調査の調査事項につきましては、活動調査の目的、第1次試験調査の結果の分析、更には基本計画にも盛り込まれましたけれども、第1次試験調査後に決まりました調査実施時期の変更に伴い、調査事項の簡素化等の再検討を行うといった観点も踏まえながら、実施案を作成したところでございます。

下の枠でございますとおり、今後は企業ヒアリングを含めながら、本調査の実施案を策定する予定でございます。

続きまして、2ページ目で第2次試験調査の調査事項の特徴を御説明申し上げます。

ここでは、第1次試験調査と第2次試験調査の違いを中心に、 から に整理いたしました。

まず、 として「調査票の冊子化」でございますが、見開きの左側に記入の仕方、右側に回答欄を設けまして、より記入しやすさを追求した形の調査票にいたしました。これによって記入率あるいは回答率の確保を図ることを期待しているところでございます。

の経理項目の把握につきましては、個人企業につきましては確定申告事項に対応させた項目といたしました。

の「事業別売上高の把握方法の改善」、また の「従産業の把握範囲拡大」につきましては、このページの右側の枠で囲みまして図を見ていただきたいと思います。この図はこのような事業所があればという想定でつくったものでございますけれども、想定としましてはホテルのような事業所を考えております。

事業別売上高として、例えば宿泊事業で 5,000 万円、小売事業で 2,000 万円、美容事業で 3,000 万円、こういった事業を営んでいた場合、第 2 次試験調査ではどのような形で売上高をとるかといいますと、当然、売上総額の 1 億円は把握します。続いて、大分類レベルで事業別の売上高を把握いたします。

小売、宿泊、美容につきましては、生活関連サービスですので、そこに数字を入れていただく。第 1 次試験調査では、このうちの主産業である産業だけにつきまして、細分類レベルで事業別の売上げを書いていただくという形にしましたけれども、第 2 次試験調査では、もう少し幅を広く、特にサービス業につきましては、広義のサービス業、昔でいいますと L サービスの範囲に広げまして、その範囲についての事業活動を、細分類レベルのアクティビティで把握することといたしました。この結果、従産業の把握範囲の拡大を図ることができるのではないかと考えています。

ただし、第 1 次試験調査と同じようにアクティビティの把握を主産業のみに限定した調査票も作成して、両者について記入者負担の観点から検証をしておきたいと考えているところでございます。

枠の左側に戻っていただきまして、 番目ですが、新設と事業転換をした事業所について、どのような形で事業別の売上高を把握するのかという観点ですけれども、ここにつきましては、大分類レベルでの事業別売上高は把握しておきたいと思っています。

ただし、事業の内容を主たる事業の内訳という形で書いていただいて、その結果、産業小分類レベルのものを産業分類の格付けとして行っていきたいと考えているところです。

真ん中の列に行きまして、 の設備投資額につきましては、第 2 次試験調査で追加した項目でございます。内容につきましては、SNA の概念に合わせて土地を除く有形、ソフトウェアの無形という形で、二つの項目として把握したいと考えているところでございます。

番目の電子商取引につきましては、第 1 次試験調査では会社関係だけの記入範囲でしたが、第 2 次試験調査では、会社以外の法人、また個人経営にもその範囲を拡大してとっていききたいと考えてございます。

、 番目につきましては、追加した、あるいは拡大した項目ですけれども、経理項目を中心に簡素化した項目もございます。そういった形で 番目に書きましたが、「物品賃貸業」における「リース投信資産取得額」などは削除させていただいて、簡素化いたしました。

また、 番目のサービス業につきましても、取引相手先の割合区分につきまして、17 区分から個人、民間、役所関係の公的、それから輸出という、四つの区分にまとめさせていただいて把握しようと思っています。

ただ、この項目を把握するサービス業の範囲については、若干拡大をしているところでございます。

最後に ですけど、サービス業の調査事項について、一部は見直しをさせていただいております。特に施設の規模などにつきましては取りやめをいたしまして、その変わりとして利用実績などを新設することを考えているところでございます。

続きまして、3ページ目ですが、本日は時間の関係上、調査票の詳細な説明は割愛させていただきますけれども、調査票の構成につきまして、ここで説明をつけさせていただきます。参考にいただければと思っております。

調査票は、まず左側の枠の単独事業所用と右側の複数事業所、先ほど直轄調査という形になっていますけれども、それごとに分かれております。

まず左側の単独事業所用ですけれども、冊子型の調査票になっておりまして、左側に説明、右側に回答欄という形になっています。したがって回答欄自身は1ページ目から13ページ目まで、実質7ページ分でございます。そのうち9ページまでは、全産業共通にしてあります。11ページ目と13ページ目に産業別特性事項を設置した形になっています。

また、右側の枠の直轄調査票につきましては、企業用と事業所用、2種類の調査票がございます。原則両面を利用しておりますけれども、企業用の調査票につきましては、企業としての情報のほか、企業全体としての売上高の把握をしております。

また、下の方の事業所用の調査票につきましては、一般的な産業である非ネットワーク型産業と、金融、保険、運輸など事業所別の売上高の把握が困難なネットワーク型産業と私どもは呼んでいますけれども、とに分かれています。

ただし、調査事項につきましては、基本的には単独事業所と同じでございます。この結果、調査票様式一覧という表が1枚で入っているかと思っておりますけれども、サービス業において調査票を統合したということもございまして、単独の調査票のパターンは、第1次試験調査では13のパターンがございましたけれども、7つのパターンに減少、縮小しております。全体的には第1次試験調査の36から22のパターンという形になっています。

当方からの説明は、以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございます。

この試験調査というのは、一般統計調査ということでありまして、統計委員会の諮問にはかからないというわけですが、実は経済センサスは非常に重要な調査ですので、どういう形で試験調査の段階から行われているかということについても、やはり統計委員会としても伺っておいた方がよろしいと思われましたので、今、報告をいただいたわけです。

御意見もおありかと思えますが、時間も余りありませんし、別に正規の諮問があったということにはなっていないわけですが、御質問が何かありましたら、伺っておきますけれども、何かありますでしょうか。

廣松委員 資料3-4のところ、調査環境が悪化していることに関して説明がございましたが、基本計画の中では、行政記録情報の活用ということに関して触れていると思うのですが、その可能性に関して何か現時点で動きがあるか、その点について教えていただければと思います。

竹内委員長 何かありますか。

総務省統計局平成23年経済センサス準備室長 行政記録情報の活用につきましては、21年の基礎調査の中で、登記簿情報を取り込んでございますけれども、当然それは23年に向けて

も取り組むということになります。

それ以外の、例えば有価証券報告書だとか、あるいは例えば税務情報として何か活用できる分野がないのかとか、そういった部分につきましては、現在まだ検討を進めている状況でございます。

経済産業省調査統計部統計企画室長 補足説明よろしいですか。基本計画の中にも具体的に記述されている部分ですが、国税庁のデータのオーダーメイド集計について、前に進めるべく、事務的に現在両者間で打ち合わせ等具体化に向け進めております。

私どもといたしましては、23年調査結果の審査等々の参考データに是非活用したいという方向で現在、相談をさせていただいているところですが、現時点では具体的に御提示できるような状況には至っておりません。

舟岡委員 第1次試験調査の結果は大変困った状況であって、その延長線上で第2次調査まで視野に入れますと、本当にちゃんとしたデータがとれるのか心配されるところであります。それについては今後十分努力していただくとしまして。

第1次試験調査では、70日程度、回収に時間をかけたとありますね。

また、暦年の数値は答えにくいですが、3月、4月、5月頃だったら答えやすいという回答があります。2月に調査して70日経過すると、暦年の数値ではなくて年度の数値でも、あるいは年度の数値なら書けるといふところが出てくるかと思いますが、その場合に年度の数値での回答を認めるのか、それとも全く認めないのか、現時点で、どのような方針で臨むことをお考えでしょうか。

総務省統計局平成23年経済センサス準備室長 原則は暦年ということの把握でございますけれども、それが一番多く含まれる年度データについても把握をせざるを得ないというか、そういう扱ひも含めて検討していきたいと考えているところです。

また、御指摘のように、70日間ということになりますと、なかなか短い期間では正確な記入も含めて把握が難しいということがございますので、いわゆる国や県等が行います直轄調査におきましては、もう少し長いタームでの期間を確保して、把握をするような形も考えていかざるを得ないと思っています。

竹内委員長 何かありますか。

美添委員 今の件はとても大事な話だと思います。従来から事業所・企業統計調査の実施時期が数か月ずれるということがあって、伸び率を見るときに数か月補正をした方がよいというような注意書きまであったわけです。実態としては、事業所・企業統計調査に限らず、工業統計調査に関しても同じですけども、事業所によっては、回答する時期が想定された時期とずれているということがよくあります。

そのような場合に、毎回の周期調査で、安定的に同じ時期に回答している企業や事業所であれば、時系列的に眺めたときに、さほど大きな問題はないというのが、従来の判断だと思えます。

今度は実施時期について、多少時期が変動する可能性もあるわけですから、調査結果に関し

ては、回答した時期がいつかということが明確にわかるような何らかの工夫が、必要ではないでしょうか。

今回は特にそういう点の注意が必要になってくるように思われますが、その点に関してどのようにお考えでしょうか。

総務省統計局平成 23 年経済センサス準備室長 回答した時期については、調査票上に回答をしていただかない限り、そうした情報はとれないと思いますので、調査事項として立てて、やれるかどうかということにつきましては、本番の調査に向けまして、引き続き検討させていただきますが、なかなか難しい面があります。

大守委員 今の議論に関連しまして、回答した時期というより回答の対象とした時期ということですね。いつ回答したということではなくて、いつの期間についての数字かということが重要で、何か月か違うと前年比が非常に大きく違うような経済状況になってきますと、極めて重要なポイントではないかと思えます。

以上です。

竹内委員長 重要なポイントであるということは、つまり第 2 次調査試験調査の中でもそういうものは入れていただいた方がいいのではないのでしょうか、という意見を含むと思えますが。

総務省統計局平成 23 年経済センサス準備室長 第 2 次試験調査の調査票につきましては、残念ながら間に合わない状況でございますので、調査票上に入れるということは難しい状況でございます。

それ以外に何か方法があり得れば、考えたいと思えます。

竹内委員長 何かほかに御質問ございませんか。御意見もいろいろおありだと思えますが、これは正式な諮問というわけでもないもので、また御意見がございましたら、事務局を通じてでもお寄せいただきたいと思います。

予定の時間を大分過ぎてしまいましたので、これはこの辺で終わらせていただきたいと思います。

調査実施者におかれましては、各委員の御質問などにも十分答えていただけるように、これから本番に向けて検討を進めていただきたいと思います。

それでは、本日審議すべき事項はこれで終わりであります。最後に事務局から連絡をお願いいたします。

乾統計委員会担当室長 次回の統計委員会ですけれども、事務局としましては 10 月 30 日、金曜日の 15 時からこの建物の 4 階において開催を予定しておりますので、御報告いたします。

竹内委員長 それでは、本日の委員会は、これで終了させていただきます。